

大阪版地方分権推進制度実施要綱（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>第1 趣旨 この要綱は、「大阪版地方分権推進制度に関する考え方」（平成8年12月大阪府・市町村分権協議会報告）、「大阪発”地方分権改革”の推進に向けて」（平成21年3月大阪府・市町村分権協議会とりまとめ）及び「市町村への権限移譲の推進に向けて」（平成26年3月大阪府・市町村分権協議会とりまとめ）に基づき、大阪版地方分権推進制度に係る手続、府から市町村への事務移譲に伴う財源措置等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2 府から市町村への事務移譲 府は、地方自治法第（昭和22年法律第67号）252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により市町村に事務移譲を行う場合は、次の1から3までのいずれかの手続により行うものとし、4から7までの措置を講ずるものとする。</p> <p>1 市町村からの申出による手続 (1) 市町村長は、<u>事務移譲を希望する場合は、事務移譲申出書（様式第1号）により、知事に対して申し出るものとする。</u></p> <p>(2) <u>(1)の規定による申出は、事務移譲を希望する年度の前年度の知事が定める期間に行うものとする。</u></p> <p>(3) <u>知事は、(1)の規定による申出があった事務が大阪府教育委員会の権限に属する事務である場合は、大阪府教育委員会の教育長（以下「府教育長」という。）に通知するものとする。</u></p> <p>(4) <u>知事又は府教育長は、市町村長から申出のあった知事又は大阪府教育委員会の権限に属する事務について、事務移譲の内容、時期、財政措置、人的支援等の検討を行うものとする。</u></p> <p>(5) <u>府教育長は、(4)の検討を行った結果を知事に報告するものとする。</u></p> <p>(6) <u>知事は、(1)の規定により市町村長から事務移譲の申出のあった事務について、市町村長に対し、移譲の可否を事務移譲申出回答書（様式第2号）により回答するものとする。この場合において、移譲しないこととするときは、その理由を明らかにするものとする。</u></p> <p>2 市町村との協議による手続 (1) 知事は、移譲しようとする事務が次に掲げる場合においては、事務移譲の対象となる市町村長に対して協議を行い、その同意を得て、当該事務を移譲することができる。 ア 法令の制定又は改正により、府の事務について、市町村の事務と一体的に、又は一連のものとして行うことが必要となる場合</p>	<p>第1 趣旨 この要綱は、「大阪版地方分権推進制度に関する考え方」（平成8年12月大阪府・市町村分権協議会報告）<u>及び</u>「大阪発”地方分権改革”の推進に向けて」（平成21年3月大阪府・市町村分権協議会とりまとめ）に基づき、大阪版地方分権推進制度の実施について、<u>手続、事務移譲に伴う財源措置その他の必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第2 府から市町村への事務移譲 府は、地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定に<u>基づき</u>、市町村に事務移譲を行う場合は、<u>次の1又は2の手続により行うものとする。</u></p> <p>1 市町村からの申出による手続 (1) 市町村長は、<u>分権の推進に関する取組方針、府からの移譲を希望する具体の事務移譲項目、移譲事務を活用して充実に図ろうとする住民サービスの内容と期待する効果、必要とする財源措置の概算及び人的支援の内容等を記載した別記様式第1により、知事に対して申し出るものとする。</u> <u>なお、原則として、申出の受付期間は、移譲を希望する当該年度の前年度のうち、知事が定める期間とする。</u></p> <p>(2) <u>知事は、市町村長から(1)に係る事務の申出のあった事務について、移譲事務の内容、時期、財源措置、人的支援等の検討を行い、当該市町村長に対して協議を行い、移譲の可否を回答する。ただし、(1)に係る事務の申出のあった事務が、府教育委員会の権限に属する事務である場合は、当該検討は府教育長が行う。</u> <u>なお、知事は、移譲しない旨の回答をするときは、申し出た市町村長に対し、同時に、その理由を示すこととする。</u></p> <p>2 市町村との協議による手続 (1) 知事は、移譲しようとする事務が<u>次のアからウまでのいずれかに該当する場合</u>においては、事務移譲の対象となる市町村長に対して協議を行い、その同意を得て、当該事務を移譲することができる。 ア 法令の制定又は改正により、府の事務について、市町村の事務と一体的に、又は一連のものとして行うことが必要となる場合</p>

改正後	改正前
<p>イ 法令の制定又は改正により、既に移譲されている事務について、その種類や範囲に変更（軽微な変更を除く。）が生じる場合。</p> <p>ウ 知事が別に定める事務について、市町村長が策定した「今後の権限移譲の基本的な考え方」（平成26年5月29日市第1646号）に定める権限移譲実施計画（案）（様式第3号）（以下「移譲計画」という。）に基づいて事務移譲を行う場合</p> <p>エ その他市町村長からの申出による事務手続により難しい場合</p> <p>(2) 知事は、事務移譲についての協議に当たり、市町村長に対し、当該事務の内容、協議による事務移譲を行うこととした理由、時期、財源措置等を事務移譲協議書（様式第4号）により提示するものとする。</p> <p>(3) 市町村長は、知事から事務移譲についての協議があった事務について、知事に対し、その同意の有無を事務移譲協議回答書（様式第5号）により回答するものとする。この場合において、市町村長が同意しないこととしたときは、知事は、その理由を明らかにするよう求めることができる。</p> <p>(4) 市町村長は、移譲計画の策定後に移譲を受けることとした事務、移譲予定時期等について変更する場合は、事前に、その理由を示して知事と協議を行うものとする。</p> <p>3 市町村からの要請による手続 市町村長が、地方自治法第252条の17の2第3項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第6項の規定により府からの事務移譲を要請する場合には、1の規定を準用する。</p> <p>4 府から市町村への事務移譲に伴う財源措置 知事又は府教育長は、移譲事務を処理する市町村の事務執行に必要な経費として、次に掲げる交付金を予算の定めるところにより市町村に交付するものとする。</p> <p>(1) 経常的経費に係る交付金 移譲事務の執行に必要な経常的経費として、次のアにより算定される人件費及びイにより算定される事務費に対して交付する交付金</p> <p>ア 人件費＝$a \times b + a \times c$ a：当該市町村の普通会計一般職員の1人1時間当たり人件費 交付の前年度決算における普通会計一般職員に係る次に掲げる項目の額の合計額を同4月1日現在の当該職員数で除した額を、平均的な年間所定勤務時間数（1,900）で除した額 給料 職員手当（扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当） 共済等負担金 b：当該市町村の当該事務に見込まれる年間所要時間 事務処理の類型ごとに、処理1件当たりの所要時間に、当該市町村における交付年度中の処理件数を乗じた時間数の合計</p>	<p>ただし、全ての市町村又は一定の範囲の市町村において、一律に当該事務を行うことが必要となる場合に限る。</p> <p>イ 法令の制定又は改正により、すでに移譲されている事務について、その種類や範囲に変更が生じる場合</p> <p>ウ その他市町村からの申出による事務移譲によりがたい場合</p> <p>(2) 知事は、移譲についての協議にあたり、市町村長に対し、当該事務の内容、協議による移譲を行うこととした理由、時期、財源措置等を別記様式第2により提示する。</p> <p>(3) 市町村長は、知事から移譲についての協議があった事務について、知事に対し、その同意の有無を別記様式第3により回答する。 この場合において、市町村長が、同意しない旨の回答をしたときは、知事は、その理由を示すよう求めるものとする。</p> <p>3 市町村からの要請による手続 市町村長が、地方自治法第252条の17の2第3項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第6項の規定に基づき、府からの事務移譲を要請する場合には、1の手続に準ずる。</p> <p>4 事務移譲に伴う財源措置 知事又は府教育長は、1から3による移譲事務を処理する市町村の事務執行に必要な経費として、次の(1)及び(2)の交付金を予算の定めるところにより市町村に交付する。</p> <p>(1) 経常的経費に係る交付金 移譲事務の執行に必要な経常的経費として、次のアにより算定される人件費及びイにより算定される事務費に対して交付する交付金</p> <p>ア 人件費＝$a \times b + a \times c$ a：当該市町村の普通会計一般職員の1人1時間当たり人件費 交付の前年度決算における普通会計一般職員に係る次に掲げる項目の額の合計額を同4月1日現在の当該職員数で除した額を、平均的な年間所定勤務時間数（1,900）で除した額 給料 職員手当（扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当） 共済等負担金 b：当該市町村の当該事務に見込まれる年間所要時間 事務処理の類型ごとに、処理1件当たりの所要時間に、当該市町村における交付年度中の処理件数を乗じた時間数の合計</p>

改正後	改正前
<p>c : 移譲事務の執行に伴う固定経費の時間数として、6時間</p> <p>イ 事務費 = d × e</p> <p>d : 当該市町村において要することが見込まれる、当該事務ごとに定めた事務処理1件当たりの合計額</p> <p>e : 当該市町村における交付年度中の処理件数</p> <p>(2) 初期的経費に係る交付金 移譲に伴う準備等に必要の初期的経費が生じるときに、当該事務ごとに定めた経費に対して交付する交付金</p> <p>(3) その他</p> <p>ア (1)アbに規定する事務処理の類型ごとの処理1件当たりの所要時間については、関係市町村と協議の上、知事が定める。</p> <p>イ 経常的経費に係る交付金の額の算出の基礎となる(1)イ及び初期的経費に係る交付金の額については、関係市町村と協議の上、知事が定める。</p> <p>ウ 市町村長又は市町村教育長は、経常的経費に係る交付金(初期的経費に係る交付金がある場合は、当該交付金を含む。以下同じ。)の申請を<u>権限移譲事務交付金申請書(様式第6号)</u>により知事又は府教育長に行うものとする。</p> <p>エ 市町村長又は市町村教育長は、交付年度の翌年度の4月20日までに、当該交付年度における移譲事務に係る実績を<u>権限移譲事務実績報告書(様式第7号)</u>により知事又は府教育長に報告するものとする。</p> <p>オ 知事又は府教育長は、<u>エに規定する実績の報告があったときは、内容を審査の上、交付すべき経常的経費に係る交付金の額を決定し、交付年度の翌年度の5月31日までに市町村長又は市町村教育長に交付するものとする。</u>なお、交付する額に千円未満の端数が生じるときは、その端数金額を千円として計算するものとする。</p> <p>カ (1)及び(2)の規定にかかわらず、手数料収入のある事務については、事務の執行に必要な費用の状況に応じて、府と関係市町村の協議の上、別に定める。</p> <p>キ その他考慮すべき事項については、府と関係市町村の事務ごとの協議の上、別に定める。</p> <p>5 府から市町村への事務移譲に伴う人的支援 この制度による移譲事務の円滑な執行に資するため、府は、<u>市町村長からの要請に応じ、市町村への職員派遣、市町村職員研修生の受入れ、市町村職員と府職員の人事交流又は市町村への府職員の巡回による支援等、必要な人的支援を行うものとする。</u></p> <p>6 市町村間の広域的な連携の推進 市町村の人口規模及び組織体制により市町村が単独での事務移譲が困難な場合には、府は、<u>当該事務の内容や地域の実情に応じた広域連携手法を検討し、市町村間における広域連携に向けた取組に関する支援を行うものとする。</u></p> <p>7 情報の提供 府は、市町村における<u>事務移譲の検討に資するよう、市町村の求めに応じ、当該移譲を希望する事務の概要、処理状況、所要経費、既に事務移譲を受けた市町村の組織体制又は事務処理状況等を適宜提示するものとする。</u></p>	<p>c : 移譲事務の執行に伴う固定経費の時間数として、6時間</p> <p>イ 事務費 = d × e</p> <p>d : 当該市町村において要することが見込まれる、当該事務ごとに定めた事務処理1件当たりの合計額</p> <p>e : 当該市町村における交付年度中の処理件数</p> <p>(2) 初期的経費に係る交付金 移譲に伴う準備等に必要の初期的経費が生じるときに、当該事務ごとに定めた経費に対して交付する交付金</p> <p>(3) その他</p> <p>ア (1)アbに規定する事務処理の類型ごとの処理1件当たりの所要時間については、関係市町村と協議の上、知事が定める。</p> <p>イ 経常的経費に係る交付金の額の算出の基礎となる(1)イ及び初期的経費に係る交付金の額については、関係市町村と協議の上、知事が定める。</p> <p>ウ 市町村長又は市町村教育長は、経常的経費に係る交付金(初期的経費に係る交付金がある場合は、当該交付金を含む。以下、同じ。)の申請を<u>別記様式第4</u>により知事又は府教育長に行うものとする。</p> <p>エ 市町村長又は市町村教育長は、交付年度の翌年度の4月20日までに、当該交付年度における移譲事務に係る実績を<u>別記様式第5</u>により知事又は府教育長に報告するものとする。</p> <p>オ 知事又は府教育長は、実績の報告があったときは、内容を審査の上、交付すべき経常的経費に係る交付金の額を決定し、5月31日までに市町村長又は市町村教育長に交付する。なお、交付する額に千円未満の端数が生じるときは、その端数金額を千円として計算する。</p> <p>カ (1)及び(2)にかかわらず、手数料収入のある事務については、事務の執行に必要な費用の状況に応じて、府と関係市町村の協議の上、別に定める。</p> <p>キ その他考慮すべき事項については、府と関係市町村の事務ごとの協議の上、別に定める。</p> <p>5 府から市町村への事務移譲に伴う人的支援 この制度による移譲事務の円滑な執行に資するため、府は、<u>市町村の要請に応じ、市町村への職員派遣、市町村職員研修生の受入れ、市町村職員と府職員の人事交流又は市町村への府職員の巡回による支援等、必要な人的支援を行う。</u></p> <p>6 市町村間の広域的な連携の推進 市町村の人口規模及び組織体制により、<u>市町村が単独での事務移譲が困難な場合には、府は当該事務の内容や地域の実情に応じた広域連携手法を検討し、市町村間における広域連携に向けた取組に関する支援を行う。</u></p> <p>7 情報の提供 府は、市町村における検討に資するよう、市町村の求めに応じ、当該移譲を希望する事務の概要、処理状況、所要経費、既に事務移譲を受けた市町村の組織体制又は事務処理状況など等を適宜提示する。</p>

改正後	改正前
<p>第3 府の市町村に対する関与の見直し 市町村長は、この制度による関与の見直しを求めようとするときは、知事に対して、<u>関与見直し申出書（様式第8号）</u>により申し出るものとする。</p> <p>第4 その他</p> <p>1 この要綱の施行の際、現にいずれかの市町村に移譲されている事務について、事務移譲に関し別の定めのある場合は、第2の4及び5の規定は適用しない。</p> <p>2 この要綱に定めるもののほか、事務移譲に関し、必要な事項については、別に定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成16年11月11日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成19年5月29日から施行し、平成18年11月1日から適用する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成22年6月3日から施行し、平成22年4月1日から適用する。 (平成22年度及び平成23年度におけるパッケージ移譲交付金に関する特例)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、平成22年度及び平成23年度における指定都市に係る改正前の大阪版地方分権推進制度実施要綱第3の1(2)、3(4)及び(5)キからスまでの規定については、なおその効力を有する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年5月31日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 (平成24年度予算の経常的経費及び初期的経費に係る実績報告等に関する特例)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、平成24年度の経常的経費及び初期的経費に係る改正前の大阪版地方分権推進制度実施要綱第2の4(4)エ及びオの規定については、平成24年度予算に係るものに限り、その効力を有する。</p> <p>附 則 <u>この要綱は、平成26年6月3日から施行する。</u></p>	<p>第3 府の市町村に対する関与の見直し 市町村長は、この制度による関与の見直しを求めようとするときは、知事に対して、<u>別記様式第6</u>により申し出るものとする。</p> <p>第4 その他</p> <p>1 この要綱の施行の際、現にいずれかの市町村に移譲されている事務について、事務移譲に関し別の定めのある場合は、第2の4及び5の規定は適用しない。</p> <p>2 この要綱に定めるもののほか、事務移譲に関し、必要な事項については、別に定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成16年11月11日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成19年5月29日から施行し、平成18年11月1日から適用する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成22年6月3日から施行し、平成22年4月1日から適用する。 (平成22年度及び平成23年度におけるパッケージ移譲交付金に関する特例)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、平成22年度及び平成23年度における指定都市に係る改正前の大阪版地方分権推進制度実施要綱第3の1(2)、3(4)及び(5)キからスまでの規定については、なおその効力を有する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年5月31日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 (平成24年度予算の経常的経費及び初期的経費に係る実績報告等に関する特例)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、平成24年度の経常的経費及び初期的経費に係る改正前の大阪版地方分権推進制度実施要綱第2の4(4)エ及びオの規定については、平成24年度予算に係るものに限り、その効力を有する。</p>

改正後

様式第1号（第2の1(1)関係）

事務移譲申出書

〇〇第 号
年 月 日

大阪府知事 様

〇〇市（町・村）長

大阪版地方分権推進制度実施要綱第2の1(1)の規定により、次のとおり事務移譲を申し出ます。

改正前

（様式第1）知事に対する申出

〇〇第 号
平成 年 月 日

大阪府知事 様

〇〇市（町・村）長

大阪版地方分権推進制度による事務移譲について（申出）

大阪版地方分権推進制度実施要綱第2の1の規定により、別紙のとおり事務移譲を申し出ます。

改正後

(別紙)

1 分権推進に関する取組方針及び重点的に取組を進める施策分野

2 移譲を希望する事務の内容等

事務移譲項目	移譲時期	事務移譲によって充実する 住民サービスの内容と期待する効果	必要な人的支援等	年間処理件数 (予定)
(事務名) (根拠法令等)	年 月	(充実するサービスの内容) (期待する効果)		

3 事務に必要な経費

年間必要経費見込額	千円	初 期 的 経 費	千円
(算定根拠)		(算定根拠)	

改正前

(別紙)

1 分権推進に関する取組方針及び重点的に取組を進める施策分野

2 移譲を希望する事務の内容等

事務移譲項目	移譲希望年度	事務移譲によって充実する 住民サービスの内容と期待する効果	必要な人的支援等	年間処理件数 (予定)
(事務名) (根拠法令等)	平成 年度	(充実するサービスの内容) (期待する効果)		

3 事務に必要な経費

年間必要経費見込額	千円	初 期 的 経 費	千円
(算定根拠)		(算定根拠)	

改正後

改正前

様式第2号（第2の1(6)関係）

事務移譲申出回答書

市第 号
年 月 日

〇〇市（町・村）長 様

大阪府知事

〇年〇月〇日付け市第 号で申出のあった件について、次のとおり回答
します。

記

- 1 移譲事務名等
- 2 移譲の可否
- 3 理 由

改正後

改正前

様式第3号（第2の2(1)ウ関係）

権限移譲実施計画（案）

（ ）

〇〇年〇月 作成

1 移譲を受けるに当たっての基本方針

改正後

様式第4号（第2の2(2)関係）

事務移譲協議書

市第 号
年 月 日

〇〇市（町・村）長 様

大阪府知事

大阪版地方分権推進制度実施要綱第2の2(2)の規定により、次のとおり協議
します。

改正前

（様式第2）知事からの協議

市第 号
平成 年 月 日

〇〇市（町・村）長 様

大阪府知事

大阪版地方分権推進制度による事務移譲について（協議）

大阪版地方分権推進制度実施要綱第2の2(2)の規定により、別紙のとおり
協議します。

改正後

(別紙)

1. 移譲事務の内容		2. 協議による移譲を行うこととした理由等	
(1) 事務名称		(1) 該当項目 (要綱第2の2(1))	
(2) 根拠法令・条文		(2) 理由	
(3) 事務の内容			
3. 移譲時期	年 月	4. 財源措置	
5. その他 (人的支援を行う場合、その内容等)			

改正前

(別紙)

1. 移譲事務の内容		2. 協議による移譲を行うこととした理由等	
(1) 事務名称		(1) 該当項目 (要綱第2の2(1))	
(2) 根拠法令・条文		(2) 理由	
(3) 事務の内容			
3. 移譲時期		4. 財源措置	
5. その他 (人的支援を行う場合、その内容等)			

改正後

様式第5号（第2の2(3)関係）

事務移譲協議回答書

〇〇第 号
年 月 日

大阪府知事 様

〇〇市（町・村）長

〇年〇月〇日付け市第 号により協議のあった件について、同意します。
（同意しません。）

改正前

（様式第3）知事に対する回答

〇〇第 号
平成 年 月 日

大阪府知事 様

〇〇市（町・村）長

大阪版地方分権推進制度による事務移譲について（回答）

平成〇年〇月〇日付け市第 号により協議のあった標記について、同意し
ます。（同意しません。）

改正後

様式第6号（第2の4(3)ウ関係）

権限移譲事務交付金申請書

〇〇第 号
年 月 日

大阪府知事 様
大阪府教育委員会教育長 様

〇〇市（町・村）長
〇〇市（町・村）教育委員会教育長

大阪版地方分権推進制度実施要綱第2の4(3)ウの規定により、〇年度の
交付金（人件費・事務費）を次のとおり申請します。

記

事 務	処理件数 (見込み)	交付金の申請額
	件	千円

改正前

（様式第4）知事又は府教育長に対する申請

〇〇第 号
平成 年 月 日

大阪府知事 様
大阪府教育委員会教育長 様

〇〇市（町・村）長
〇〇市（町・村）教育委員会教育長

大阪版地方分権推進制度による移譲事務に係る
交付金について（申請）

大阪版地方分権推進制度実施要綱第2の4(3)ウの規定により、平成〇年度
の交付金（人件費・事務費）を下記のとおり申請します。

記

事 務	処理件数 (見込み)	交付金の申請額
	件	千円

改正後

様式第7号（第2の4(3)エ関係）

権限移譲事務実績報告書

〇〇第 号
年 月 日

大阪府知事 様
大阪府教育委員会教育長 様

〇〇市（町・村）長
〇〇市（町・村）教育委員会教育長

大阪版地方分権推進制度実施要綱第2の4(3)エの規定により、〇年度の
実績を次のとおり報告します。

記

事 務	処理件数
	件

改正前

（様式第5）知事又は府教育長に対する報告

〇〇第 号
平成 年 月 日

大阪府知事 様
大阪府教育委員会教育長 様

〇〇市（町・村）長
〇〇市（町・村）教育委員会教育長

大阪版地方分権推進制度による移譲事務に係る
実績について（報告）

大阪版地方分権推進制度実施要綱第2の4(3)エの規定により、平成〇年度の
実績を下記のとおりに報告します。

記

事 務	処理件数
	件

改正後

様式第8号（第3関係）

関与見直し申出書

〇〇第 号
年 月 日

大阪府知事 様

〇〇市（町・村）長

大阪版地方分権推進制度実施要綱第3の規定により、次のとおり関与の見直しを申し出ます。

改正前

（様式第6）関与の見直しの申出

〇〇第 号
平成 年 月 日

大阪府知事 様

〇〇市（町・村）長

大阪版地方分権推進制度による関与の見直しについて（申出）

大阪版地方分権推進制度実施要綱第3の1の規定により、別紙のとおり関与の見直しを申し出ます。

